

公立大学法人埼玉県立大学監事監査規則

平成22年4月1日
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項及び公立大学法人埼玉県立大学定款第9条第6項の規定に基づき、監事が行う公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の業務の監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監事の基本的姿勢)

第3条 監事は、公正な立場で適切に監査を実施することにより、法人の業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう努めなければならない。

2 監事は、監査機能の充実・強化を図るため、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けなければならない。

3 監事は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査については、第8条に定める監査計画に基づき行うものとする。

3 第1項の臨時監査については、監事が必要と認める場合に行うものとする。

(監査の方法等)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。ただし、監事が必要と認めるときは、監事が適当と認める方法により監査を行うことができる。

2 監事は、監査を行うに当たり、法人における業務の円滑な実施及び教育研究の自主性に十分配慮しなければならない。

(監査の対象)

第6条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 関係諸法令、業務方法書、諸規程等の実施状況
- 二 中期計画及び年度計画の実施状況
- 三 組織及び制度全般の運営状況
- 四 予算の執行に関する事項
- 五 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- 六 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- 七 債権の管理に関する事項
- 八 その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の事務補助)

第7条 監事は、監査の実施に当たり、理事長の承認を得て法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項の規定により監査に関する事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(監査計画)

第8条 監事は、毎事業年度の当初に、監査計画を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。

2 監事は、監査計画を作成し、又は変更をしたときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(監査計画の内容)

第9条 前条第1項に規定する監査計画の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 監査の基本方針
- 二 監査の重点項目
- 三 監査の対象部局等
- 四 監査の実施期間
- 五 監査の方法
- 六 監査従事者

(監査の実施)

第10条 監事は、監査計画に基づき監査を実施する。

2 監事は、監査を行うに当たり、事前に理事長に対し、監査の日程、主な監査項目を示した文書をもって通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(会計監査人等との連携等)

第11条 監事は、監事相互の連絡を密にするとともに、会計監査人及び内部監査の担当と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(文書の閲覧)

第12条 監事は、法人の業務運営に関する重要な文書を閲覧することができる。

(監査結果報告書)

第13条 監事は、監査終了後、是正又は改善を要する事項その他の必要事項を記載した監査結果報告書を作成し、理事長に提出する。

(監査後の措置)

第14条 理事長は、監査結果報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は速やかに是正又は改善措置等を講じ、その結果を監事に文書により回答しなければならない。

(監事の理事会等への出席等)

第15条 監事は、理事会、経営審議会、教育研究審議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、役員又は職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(役員及び職員への質問等)

第16条 監事は、監査を行うため必要がある場合は、役員及び職員に対して、業務運営に関し質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監事及び監査に関する業務の支援に従事する職員に協力しなければならない。

(理事長への意見の提出)

第17条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(埼玉県知事への意見の提出)

第18条 監事は、法第13条第9項の規定により、監査の結果に基づき埼玉県知事に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第19条 役員又は職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生したとき又は法人に著しい損害が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けた時は、その調査を行い、必要な場合には助言又は勧告を行うことができる。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。